

高岸税務会計事務所 ニュースレター

当税理士事務所は気軽に相談でき、親身に
相談にのる税務・財務のスペシャリストです

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 9-19-202

電話番号：072-683-0230 FAX：072 - 683-0376

<http://www.gishitax.com/>

mail：info@gishitax.com

お気軽にお問合わせ下さい 072-683-0230

(JR 高槻駅・阪急高槻市駅から徒歩約3分)



元号が「平成」に変わったタイミングで3つの崩壊が起こりました。平成元年のベルリンの壁崩壊、平成3年のソ連崩壊、そして同じ頃に日本ではバブル経済の崩壊が起こりました。平成の時代は来年の4月で幕を閉じて新しい元号に変わります。崩壊と再生の歴史から学んだことを次の世代に伝えていきたいものですね。

【高い所ほど高くなる税に】

新聞などでも取り上げられたことのある「タワーマンションの固定資産税見直し」というお話はご存知でしょうか。これは、一般的に高層マンションの上層階の部屋が低層階よりも取引価格が高いのに、上層階でも低層階でも固定資産税が同じ（床面積などが同じ場合）というのは「公平な税負担」とは言えないので見直そうというお話です。まずは、よく耳にする「タワーマンション」という用語についてですが、この用語には階数や法的な基準などの定義はありません。「タワーマンション」とは通称で、一般的に「高さ60m以上、階数でおよそ20階建て以上の住居用建築物」に使われているようです。今回の見直しでは、平成三十年度から新たに課税されることとなる高さ60mを超える建築物（建築基準法上の超高層建築物）で、複数の階に住戸が所在している建築物が対象になります。なお、平成二十九年四月一日前に売買契約が締結された住戸を含む建築物は対象外になります。課税額は、階が1つ上がることに約0.26%ずつ税額が増えます。例えば1階を100とすると、40階の部屋ならば1階に比べて約10%高くなります。また階数だけでなく、天井の高さや付帯設備が他の部屋と著しい差がある場合には、その差に応じた補正が行われます。なお、都市計画税や不動産取得税についても同様に見直しが行われています。



【家族や友人とワイワイ楽しめると評判の「ツッコミかるた」】

「ツッコミかるた」が面白いと人気です。表面に「ツッコミ」、裏面に「トークテーマ」が書かれたカードを、ツッコミの面を上にして20枚並べ、真ん中に置いた1枚のテーマに従ってトークを開始します。誰かがボケて、それに応じたツッコミ札を取ると得点が入るといったルールは簡単。ボケとツッコミの掛け合いを家族や友人とワイワイ楽しめると評判です。ボケとツッコミの応酬も長時間続いて頭が疲れることもたびたびですが、脳の活性化にはいいかもしれませんね。



